（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第八号様式を次のように改める。

第八号様式〔第11条〕

（表）



（裏）



注 ⑴　模様は、赤色及び薄い赤色とし、模様の地は、白色とし、「CERTIFIED」の文字は、黒色とし、「Japan　Professional　Driver」の文字は、白色とし、地は、赤色とし、「登」の文字及び下線は、赤色とする。

⑵　寸法の単位は、ミリメートルとする。

⑶　押出しスタンプは、割印をもつて代えることができる。